

## 記載要領

### ● 地域連携周産期支援事業（産科施設）の概要

産科施設において、分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することを目的とするものです。

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等を行うもの

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整えるもの

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする

区分	基準額	対象経費
施設	1施設当たり 16,800千円	産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）
設備	1か所当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

#### 1 目的

支援事業実施に向けて準備を進めるにあたり、対象施設の意向等を把握する必要があるため調査を行います。

#### 2 調査対象

以下の要件をすべて満たす産科施設（病院又は診療所）で、令和6年度に、妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等の施設整備を行った産科施設及び、妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等の設備整備を行った産科施設※

- ① 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ② 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ③ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

※ 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外としています。

（ア）平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医

療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業  
(イ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

### 3 記載方法

別添2（回答様式）上で以下の事項を記載してください。

#### 【施設整備】

- ① 施設名称：貴施設名を記入してください。
- ② 総事業費：地域連携周産期支援事業（施設）に関わるすべての経費で、設計その他工事に伴う事務に要する費用も含めて記載してください。
- ③ 寄付金その他の収入額：寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなしません。その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりです。
  - ・ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
  - ・ 契約違反による違約徴収金の収入
  - ・ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
  - ・ その他当該補助事業等に関する収入
- ④ 対象経費：対象経費は、産科医療施設として必要な診療部門（診察室、病室等）の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費を記載してください。

#### 【設備整備】

- ① 施設名称：貴施設名を記入してください。
- ② 総事業費：総事業費は、地域連携周産期支援事業（設備）に関わるすべての経費を記載してください。
- ③ 寄付金その他の収入額：寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなしません。その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりです。
  - ・ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
  - ・ 契約違反による違約徴収金の収入
  - ・ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、

地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額

- ・ その他当該補助事業等に関する収入

④対象経費：対象経費は、妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費を記載してください。

#### 4 回答方法

別添2（回答様式）に記入の上、電子メールで次のアドレスあてに御提出ください。  
([ouhuku-chiikiiryoushou@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:ouhuku-chiikiiryoushou@pref.kanagawa.lg.jp))

※ 調査対象外及び活用意向のない場合は御提出いただく必要はありません。

#### 5 回答期限

令和7年3月14日（金）

#### 6 留意事項

- 本調査回答をもって支給を確約するものではありません。
- 当調査回答内容によって、追加で質問させていただく可能性があります。